

関門海峡観光推進協議会団体旅行支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北九州市門司区及び下関市（以下、「関門エリア」とする。）の団体観光客の誘致促進、回遊性の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第5号までの要件を満たし、事前に関門海峡観光推進協議会会長（以下「会長」という。）に補助金を申請し、会長が承認した旅行を対象とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行者で、かつ日本国内の事業所であること。
- (2) 北九州市外及び下関市外からの参加者を対象としたものであること。
- (3) 旅行の構成人員は15名以上（乗務員、添乗員は含まない）であること。
- (4) 宿泊ツアーについては、関門エリアの宿泊施設に1泊以上し、関門エリアの業者で食事を手配するか、関門エリアの観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。日帰りツアーについては、関門エリアの業者で食事（利用を証明できない自由昼食等は除く。）を手配し、関門エリアの観光施設1ヶ所以上を旅程に組み込むこと。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象としない。
 - ア 企画された旅行が観光目的でないもの（宗教、政治、興業、大会への参加を目的とするもの、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの）。
 - イ 発注元が宗教・政治を目的とする団体。
 - ウ その他、会長が不相当と認めるもの。

(補助額)

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、宿泊ツアーにおいては宿泊費用が発生しない場合、日帰りツアーにおいては食事の手配に費用が発生しない場合については、年齢に問わず交付人数の対象外とする。

区分	補助金
宿泊ツアー	1人当たり 2,000円（上限50,000円）
日帰りツアー	1人当たり 500円（上限25,000円）

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、出発日7日前までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて会

長に提出しなければならない。ただし、申請金額の上限は、1事業者につき宿泊ツアーについては5万円、日帰りツアーについては2万5千円を限度とする。なお、補助金の交付については、原則として同一業者(営業所)につき4回までとする。

(補助金の交付の決定及び決定通知)

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定(以下、「交付決定」という。)し、その内容を補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、申請順に補助金の交付を行い、予算に達した時点で終了とする。

2 会長は、交付決定にあたり必要と認める場合は、条件を付すことができる。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金変更(中止)届出書(様式第3号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、事業終了後1ヶ月以内に、実績報告書(様式第4号)及び補助金交付請求書(様式第5号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合は、補助金を受領する権利を自ら放棄したものとみなす。

(補助金の額の確定等)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。

(3) 交付決定の条件を満たさないことが判明したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 申請者より中止届出書が提出されたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付取消

通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（実施期間）

第11条 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの催行を対象とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。